

## 第6回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月11日（金）午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第 18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
    - 議案第 19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第6回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第6回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番金子節夫委員、同じく3番松崎マサエ委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。</p> <p>1番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、3番松崎マサエ委員の退席をお願いします。それでは1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年12月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>（3番松崎マサエ委員入場）</p> <p>2番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。3番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、5ページから6ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。4番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、7ページから8ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は雑草が茂っている状態でした。適切に管理するよう、譲受人へ申し渡すこととします。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。5番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、9ページから10ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。</p>

事務局(國府田)	<p>ます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されてきました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。6番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号6番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては11ページから12ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されてきました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。7番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号7番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。</p>

事務局(國府田)	<p>す。資料につきましては13ページから14ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は少々雑草が茂っていましたが、今後適切に管理することを代理人を通じて確認しております。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年12月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては15ページから18ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番(松島)	<p>4番松島です。12月7日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字赤堀字宿地内、案内図は資料の15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は市街地近傍区域内農地に当たるため、農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農</p>

4番 (松島)	<p>地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年12月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番 (松崎)	<p>3番松崎です。12月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は第1種農地ですが、集落に接続していることから、不許可の例外に当たります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>します。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして2番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、23ページから26ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番（松島）</p>	<p>4番松島です。12月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字赤堀字宿地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は市街地近傍区域内農地に当たるため、農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして3番について事務局より説明を願います。</p>



事務局(國府田)	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番(金子)	<p>2番金子です。12月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字石打字後林地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。申請地は農地として適切に管理されており、第1種農地と判断されますが、既存施設の2分の1以下の敷地拡張のため、不許可の例外に当たります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして4番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、31ページから34ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番(金子)	<p>2番金子です。12月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料31ページ、付近状況図は32ページを参照してください。申請地は多々良駅から200メートル程の地点に位置し、原則許</p>

2番 (金子)	<p>可に当たる第3種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年12月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については35ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第6回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年1月12日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 松崎 マサエ

